

○スマイルひだか住宅建築促進補助金交付要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、少子高齢化対策・移住促進対策事業の一環として実施される事業で、村内での住宅の新築に伴う経済的負担の軽減を図り、住宅建築を促進し定住人口を増やすことにより、村の活力の増進に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、「住宅の新築」とは、新たに住宅を建築するもので、現に居住する住宅を取り壊し建築するものは除く。

(事業の種類)

第 3 条 スマイルひだか住宅建築促進補助金に関する事業の種類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 給水装置の新設事業

(事業の対象者)

第 4 条 日高村に居宅または賃貸の住宅を新築する者で、日高村給水条例第 5 条第 1 項(給水装置の新設等の申込)の承認を得た個人及び事業者であって、次の各号に該当する者とする。

- (1) 新設する給水装置の外線管路延長が 10m 以上であること。
- (2) 工事施工業者は、村内の日高村指定給水装置工事事業者であること。
- (3) 新設する給水装置の外線口径は、村において決定し、完成後における無償共有使用を認めること。
- (4) 申請者に村税等公課公租の滞納が無いこと。

(注) 外線とは既設本管より宅地境界または量水器までの水道管とする。

(補助金等の額)

第 5 条 第 3 条に定める事業による補助金等の額は、新設管路延長 100m を限度に標準工事費より算出した工事費の 1/2 相当額として、別表 1 に定める額とする。

(交付申請)

第 6 条 補助金の交付を受けようとする者は、日高村給水条例第 5 条第 1 項（給水装置の新設等の申込）と併せて、第 1 号様式にその他必要な書類を添付して村長に申請しなければならない。

(交付の決定)

第 7 条 村長は、補助金の交付申請を受理した場合には、本要綱に照らし審査し第 2 号様式により補助金の交付（不交付）決定通知を行わなければならない。

(事業の完了届)

第 8 条 交付の決定を受けた者は、日高村給水条例第 8 条第 2 項の規定による完了検査の合格後、速やかに第 3 号様式による事業の完了届および第 4 号様式の請求書を、村長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第 9 条 村長は、第 8 条に規定する事業の完了届及び請求書を受理した場合には、速やかに補助金を交付するものとする。

(その他)

第 10 条 この要綱に定めるものの他、事業の実施に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

第1号様式（第6条関係）

スマイルひだか住宅建築促進補助金交付申請書

令和 年 月 日

日高村長 松岡一宏 様

住 所

申請者 氏 名

印

電話番号

スマイルひだか住宅建築促進補助金の交付を受けたいので下記のとおり申請
します。

記

住宅の新築予定地	日高村
外線管の口径	
外線管路延長	L= m
補 助 金 額	金 円
工事施工業者名	
予 定 工 期	自 令和 年 月 日～至 令和 年 月 日
その他（添付書類）	給水工事申込書・現場写真・※完納証明書

※給水装置の口径については、事前に係りと協議をしておくこと。

※工事施工業者は、村内の日高村指定給水装置工事事業者であること。

※申請の際には、直近の完納証明書を添付すること。

第2号様式（第7条関係）

日高建発第 号
令和 年 月 日

申請者住所
氏名

スマイルひだか住宅建築促進補助金交付（不交付）決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のありました、スマイルひだか住宅建築
促進補助金につきましては、金 円に決定しましたので通知します。

日高村長 松岡 一宏 印

第3号様式（第8条関係）

事業の完了届

令和 年 月 日

日高村長 松岡一宏 様

住 所

申請者 氏 名

印

電話番号

令和 年 月 日付け、日高建発第 号をもって補助金の交付決定通知のありました給水装置の新設事業につきましては、下記のとおり事業を完了しましたので届けます。

記

住宅の新築地	日高村
外線管の口径	
外線管路延長	L= m
補助金額	金 円
工事施工業者名	
実施工期	自 令和 年 月 日～至 令和 年 月 日

上記事業は、日高村給水条例第8条第2項の規定による完了検査に合格したことを確認しました。

令和 年 月 日 建設課長 印

第4号様式（第8条関係）

令和 年 月 日

日高村長 松岡 一宏 様

住 所

氏 名 印

請 求 書

スマイルひだか住宅建築促進補助金交付要綱 第8条の規定により、下記金額の交付を請求します。

請求金額 金 円

銀行 農協	支店 支所	普通 当座 営農	口座番号
口座名	(フリガナ)		

【事由】

令和 年 月 日付け、日高建発第 号によるスマイルひだか住宅新築促進補助金交付決定通知書による。

備考：①写真については、外線管敷設時担当職員の立会を要する。
②通水前加圧確認も同様に行う。